二　(ｱ)　牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料は、飼料添加物であるカシューナッツ殻液を含んではならない。

(ｲ)　牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）中のカシューナッツ殻液の含有量は、カシューナッツ殻液として0.1％以下でなければならない。

(2)～(4)　（略）

(5)　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ｱ)～(ｴ)　（略）

(ｵ)　(1)のウに掲げる表、(1)のキの(ｱ)、ケの(ｱ)、コの(ｱ)及びニの(ｱ)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(ｶ)～(ｻ)　（略）

（注）　（略）

ウ　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～６　（略）

７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1)　（略）

(2)　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～ベンゼン、残留農薬試験用　（略）

６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸　$C_{22}H_{32}O_3$

含量　75％以上

定量法　本品約５mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、５mLの全量フラスコに入れ、アセトニトリルを加えて溶かし、標線までアセトニトリルを加えて５mLとし、試料溶液とする。この溶液20μLにつき、次の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液注入後、０～25分の間に現れる全ての成分のピーク面積の総和を100とし、それに対する主ピークの面積百分率を求め、含量とする。

操作条件

検出器：荷電化粒子検出器

カラム：内径4.6㎜、長さ150㎜のステンレス管に粒径５μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・酢酸混液（80：20：１）

流量：毎分約2.0mL

６－（８，11，14－ペンタデカトリエニル）サリチル酸　$C_{22}H_{30}O_3$

含量　85％以上

定量法　６－（８，11－ペンタデカジエニル）サリチル酸の定量法を準用する。

（新設）

(2)～(4)　（略）

(5)　飼料一般の表示の基準

ア　（略）

イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(ｱ)～(ｴ)　（略）

(ｵ)　(1)のウに掲げる表、(1)のキの(ｱ)、ケの(ｱ)及びコの(ｱ)、(2)のエからカまで、(2)のキに掲げる表並びに(2)のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等

(ｶ)～(ｻ)　（略）

（注）　（略）

ウ　（略）

２～６　（略）

別表第２（第２条関係）

１～６　（略）

７　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

(1)　（略）

(2)　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～ベンゼン、残留農薬試験用　（略）

（新設）

（新設）